

臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植ツーリズム等を
防止するための法整備等を求める意見書について

臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植ツーリズム等を防止するための法整備
等を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日提出

議会運営委員長 大 西 陽

臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植ツーリズム等を防止するための
法整備等を求める意見書

世界的な移植用臓器の不足を背景に、臓器の確保を目的とする不正な臓器取引、人身取引、移植目的の渡航等が、世界における医療の倫理的問題や人権を侵害する大きな問題となっています。

このような問題に取り組むため、国際移植学会（T T S）及び国際腎臓学会（I S N）は 2008 年 4 月に、臓器取引・人身取引を犯罪化し、移植ツーリズムの防止を掲げた「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を声明しました。日本移植学会、日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会及び日本透析医学会は 2022 年 12 月、「移植の恩恵は、非倫理的行為や搾取的な行為に依存することなく」「必要とする人々に分配されなければならない」等とする「イスタンブール宣言 2018 5 学会共同声明」を表明しました。

国内では、現在約 1 万 6500 人もの人が移植を希望し登録しています（公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク）が、臓器提供は年間で約 100 件となっており、圧倒的なドナー不足が大きな課題です。この現状から、海外での臓器移植を求め渡航する人は後を絶ちません。厚生労働省の調査によると、海外での臓器移植手術後、国内の医療機関に通院している患者は、2023 年 3 月末時点で 543 人に上ります。一方、海外での臓器移植は手術後に患者が死亡する危険な事例もあるほか、違法な臓器売買を疑われた場合、帰国後、国内の医療機関での診療を拒否される場合もあります。

渡航移植は、邦人が思わぬ医療犯罪や非人道犯罪に巻き込まれる恐れがあるものの、我が国には渡航移植を制限する法律はなく、いつ、どこで、誰が、どのような手術を受けたのか、自治体や医療機関は確認することができません。したがって、臓器提供の透明性を確保する制度の整備は必要です。前記宣言に倣い、不正な臓器取引の禁止、移植ツーリズムの防止、さらには、適切で公正な臓器移植に関する啓蒙や教育の一層の強化も欠くことはできません。

よって、国においては、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備等に早急に取り組むよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 6 年 12 月 13 日

士 別 市 議 会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長

将来に希望が持てる次期基本計画の改訂と現場に寄り添った
農業政策の実現を求める意見書について

将来に希望が持てる次期基本計画の改訂と現場に寄り添った農業政策の実現を
求める意見書を次のとおり提出するものとする。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日提出

議会運営委員長 大 西 陽

将来に希望が持てる次期基本計画の改訂と現場に寄り添った
農業政策の実現を求める意見書

世界の食料需給は、気候変動による異常気象の頻発、途上国を中心とした世界人口の急増に伴う食料需要の増加等により不安定化し、特に、多くの食料を輸入に依存している我が国は、ウクライナ侵攻など世界情勢の変化や円安なども相まって、食料安全保障としての政府の役割に、国民は期待をしつつも不安を抱いています。

一方、日本農業は、少子・高齢化に伴い農業就業人口が著しく減少し、荒廃農地が増加の一途をたどっています。そのことは、農業の未来そのものに影響を及ぼすだけでなく、国民の命の源である食料と健康の維持に不可欠な国内農産物の生産指標を示す食料自給率の低下や地域経済の衰退を招いています。

そのような中、今通常国会では農業関連法案と併せて四半世紀振りに「食料・農業・農村基本法」の改正案が提出されました。しかし、改正に当たって農業生産現場では、今まで食料自給率目標がなぜ達成されなかったなどの検証のほか、国内農産物増産を図る施策や食料安全保障の強化に向けた予算の拡充等が議論されると期待しましたが、食料自給率の向上など食料安全保障として本来の議論が不十分な中で成立しました。

また、食料供給困難事態対策法案などの農業関連法案の国会審議では、農業者に前科を伴う罰則規定を設けるなど生産現場とかけ離れたものとなった経過にあります。

こうしたもとで、去る 10 月 27 日に投開票された衆議院議員総選挙においては、与野党が均衡する状態となったことから、今後は国民のための議論が活発に行われるなど対等な審議のもと生産現場に寄り添った政策の実現が求められています。

よって、国においては、来年 3 月までに改訂する次期基本計画など今後の農政の推進に当たっては、国民の生命と健康を守る食料安全保障を強化する観点に立ち、農業者の声を反映した施策の実現が図られるよう下記事項について強く要望します。

記

1. 今後の農政の推進に当たっては、改正基本法に基づき、国民の命の源である国内農業生産の増大を図ることを基本とした食料安全保障の強化に向けて、農業予算を大幅に拡充するとともに、生産者に寄り添った農業政策を実現すること。
2. 次期基本計画の改訂に当たっては、生産現場の意見を十分に踏まえ、食料自給率の向上や農業生産基盤の強化など食料の安定供給が図られ、将来にわたり多様な農業者が再生産可能となる所得政策を確立すること。
3. 農村地域の維持・発展に資するため、地域の魅力発信や移住・定住促進のほか、地域コミュニティの維持、労働力の確保など国内農業の再生と将来にわたり安心して経営が継続できるよう農村政策を拡充・強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 6 年 12 月 13 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長